

【出張時における同行援護の利用について】

同行援護の利用の範囲につきましては、国からの「同行援護に係るQ&A」において、『経済活動に係る外出』や『通年かつ長期にわたる外出』は認められない」とされております。

したがって、勤務先への日々の通勤や、勤務先からの業務命令による出張につきましては、同行援護の利用はできません。